

平成26年第6回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成26年9月30日（火曜日）

議事日程（第8号）

平成26年9月30日（火）午前10時20分開議

第 1 議案第97号撤回の件

第 2 議案第127号

第 3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第84号から議案第86号まで、議案第92号、議案第94号から議案第96号まで、議案第126号、議案第127号、請願第8号、請願第9号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第87号から議案第90号まで、議案第98号から議案第100号まで、議案第103号から議案第105号まで、請願第5号、陳情第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第91号、議案第93号、議案第101号、議案第102号、議案第106号、議案第125号、請願第7号

第 4 議案第123号

第 5 議案第124号

第 6 発議案第 2号

第 7 発議案第 3号

第 8 発議案第 4号

第 9 発議案第 5号

第10 発議案第 6号

第11 発議案第 7号

第12 議員の派遣

第13 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山	田	伸	之	君	2番	荒	井	眞	理	君
3番	駒	形	信	雄	君	4番	渡	辺	慎	一	君
5番	坂	下	善	英	君	6番	大	森	幸	平	君
7番	笠	井	正	信	君	8番	中	川	直	美	君
9番	大	澤	祐	治	郎	10番	金	田	淳	一	君

1 1 番	浜	田	正	敏	君	1 2 番	中	川	隆	一	君
1 3 番	岩	崎	隆	寿	君	1 4 番	中	村	良	夫	君
1 5 番	村	川	四	郎	君	1 6 番	佐	藤		孝	君
1 7 番	金	光	英	晴	君	1 8 番	猪	股	文	彦	君
1 9 番	金	子	克	己	君	2 0 番	祝		優	雄	君
2 1 番	竹	内	道	廣	君	2 2 番	加	賀	博	昭	君
2 3 番	近	藤	和	義	君	2 4 番	根	岸	勇	雄	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	甲	斐	元	也	君	副 市 長	金	子		優	君
教 育 長	児	玉	勝	巳	君	総合政策監	池	町		円	君
会計管理者	原	田	道	夫	君	総務課長	計	良	孝	晴	君
総合政策課	渡	辺	竜	五	君	行政改革課	本	間		聡	君
世界遺産推進課	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課	計	良	隆	弘	君	交通政策課	渡	邊	裕	次	君
市民生活課	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課	名	畑	匡	章	君	社会福祉課	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課	後	藤	友	二	君	農林水産課	山	本	雅	明	君
観光振興課	濱	野	利	夫	君	産業振興課	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課	和	倉	永	久	君
学校教員課	吉	田		泉	君	社会教育課	大	橋	幸	喜	君
両津病院管理	小	路		昭	君	選挙管理委員会事務局	小	林	泰	英	君
監査委員事務局	菊	地		誠	君	農業委員会事務局	長		敏	宏	君
消 防 長	深	野	俊	之	君	危機管理課	坂	田	和	三	君
契約管理主幹	伊	藤	浩	二	君	庁舎整備課	鈴	木	一	郎	君
国営かんばい推進主幹	北	嶋	富	夫	君						

事務局職員出席者

事務局 長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査 係長	齋 藤 壮 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午前１０時２０分 開議

○議長（根岸勇雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１ 議案第９７号撤回の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第１、議案第97号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。

９月９日に提案をいたしました議案第97号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第５号）については、小規模補助治山事業の委員会審査における担当職員の整合性を欠いた説明により、混乱を招きました。心からおわびを申し上げます。議会からのご意見、ご指摘を踏まえ、この小規模補助治山事業につきましては十分精査をした後に予算措置することとし、５号補正については本事業に関する一連の予算を削除した上で改めて提案させていただきたく、議案第97号の撤回の承認を求めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第２ 議案第１２７号

○議長（根岸勇雄君） 日程第２、議案第127号について議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第５号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ18億586万円を追加をし、予算総額を483億6,004万8,000円とするものであります。

補正内容は、歳入では地方交付税、国、県支出金、繰越金及び市債などの増額計上、歳出では７月９日及び19日に発生をいたしました梅雨前線豪雨災害にかかわる災害復旧事業に５億7,350万円、本庁舎等建設整備事業に8,030万円を予算計上するほか、金井地区統合保育園移転改築事業に5,494万円や北陸新幹線の開業と高速カーフェリーが就航する平成27年春に向けました周遊滞在型観光誘客促進事業にかかわる債務負担行為の設定などを予算計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括でお願いいたします。

議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 撤回のときの説明でもあったのでありますが、中身に整合性を欠いた説明だったので、今後精査をしますということです。ご承知のとおり、新聞も含めてマスコミでも報道されて大変な問題になっている中で、議会に出される予算が整合性を欠くということ自体が非常にわからない。我々委員会審査で、私は総務文教常任委員会ですから違う委員会で行っているのですが、漏れ聞くのは聞くのですが、何が真実だかよくわからない面がある。しかし、提案権を持っている市長そのものが整合性を欠くということなので、どこにそんな問題が発生をしたのか教えていただきたい。この後、恐らくですが、これだけ問題になっていたにもかかわらず、議会に出た予算までが整合性を欠いていたということはある意味大きな問題なので、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 本当に申しわけないと思っております。実は議員全員協議会等におきまして私のほうからご説明を申し上げたわけでありまして。その際に、それを説明した内容につきまして、数字でありますけれども、これは前々から申し上げているとおり、副市長をキャップとして調査をさせていただきました。それを調査をした結果を皆様方にご報告をさせていただいたわけでありまして。その後いろんな質疑等がありまして、担当課のほうにおいてそれを再度また精査をいたしました。その結果、数字に差が出てきたということでありまして、ここが全く一番大きな問題であるわけでありまして、その数字の差が出たということを経営の調査の委員長であるまず副市長にこういう結果になったのだけれどもということの報告がなかったわけでありまして。まさにそのことが一番問題なのです。ここで副市長のほうにその経過あるいは結果というものを報告があればそれなりの対応ができたし、また議会の皆様方ともこういう経過でこうなったのだということのご説明もできたわけでありまして。このことを怠ったということでありまして、実は私どもも最初のこういう方向でいく、こういう反省点でこういう対策をとるということ自体が担当課長及びが全く理解していなかったという点については本当に遺憾でありますし、私自身も残念でならないというのが今の実態であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 真相はよくわかりました。ただ、もともとのこの小規模の願地区の工事自体も、市長が今言ったようにもともときちんと上司に報告をして、きちんと手続をやっていたらこんなことは起こらなかったということで、それが大問題になって、ここの段に来てまでもまた報告がなかったという、市長が断腸の思いなのだろうというふうに思うのですが、これは本当に気がたっているとしたら私は言いようがないと思うのですが。

そこで、これとの関連で聞きたいのは、今議会で特別職、市長を始めとする報酬の問題、引き下げですが、実際この事件にかかわってのペナルティーというか、そういった側面あるわけですが、それはそこで

もう確定してしまっているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身の処分につきましては、条例を改正するというご提案をさせていただきました。実はこういう私自身がどういう処分を受けるかということについては、例えばこういう事例の場合はこういうことだ、こういう事例の場合はこうだというようなものがあれば、私はそれに基づいてこれはやっていけるわけであります。しかしながら、今回そういうものはないわけであります、正直申し上げまして。したがって、私といたしましては、これが適切でないかということで条例を出させていただきました。ただ、私は申し上げたいのは、このことで市長が給与とかいろんなことでこのことをやってこれが直るということであれば、私は何ら問題ないし、これを別にけちっているわけでも何でもないわけであります。今の私の考え方とするなら、なぜこれが守っていけなかったのか。つまり私のところに届くまで、私のところまで届くまでの間にそれぞれの職員がいるわけです。課長もいれば、総合政策監もいれば、副市長もいるわけです。ここで本来の業務をやっていけばこういうことはなかったわけでありますので、まずそのところをびっちりやって、二度とこういうものが起こらないという、単なる処分ということだけではなくて、その体制をこれから早急に整備をしまいたいと思っています。それがまず1つ私の責任でもあると思っています。その上で、もしもまた疑義があるいは皆様方からそういうご指摘があれば甘んじてそれは受けていかなければならないですけども、今私がやらなければならないことはそのことが第一だと思っています。いわゆるそれをやらない限りその場しのぎでトカゲの尻尾を切るというような状況になるということについて私自身自覚をしておりますので、そういう方向でやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第127号については、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第84号から議案第86号まで、議案第92号、議案第94号から議案第96号まで、議案第126号、議案第127号、請願第8号、請願第9号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第87号から議案第90号まで、議案第98号から議案第100号まで、議案第103号から議案第105号まで、請願第5号、陳情第1号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第91号、議案第93号、議案第101号、議案第102号、議案第106号、議案第125号、請願第7号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、7月9日に発生した豪雨災害に係る災害復旧経費を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億1,300万円を追加し、予算総額を465億5,418万8,000円とする補正予算を専決処分したことについて、承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第85号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、相川支所及び相川消防署について、当該新庁舎の建設に伴い、それらの位置を本年12月1日から「佐渡市相川栄町27番地」に改めるよう関連条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。津波浸水想定区域内への移転であることから、津波襲来時における市民誘導を含めた退避シミュレーションについて、綿密に検討されたい。

議案第92号 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について。本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、佐渡市立学校におけるいじめへの対策を講ずるため、教育委員会に佐渡市いじめ問題対策連絡協議会及び佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会を、市長部局に佐渡市いじめ問題調査委員会を設置するための条例を制定するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。佐渡市いじめ防止基本方針を踏まえ、実効性のあるいじめ対策を講ずること。

議案第94号 財産の無償譲渡について（旧金井吉井小学校）。本案は、旧金井吉井小学校の校舎、体育館及び管理棟について、佐渡保育専門学校の校舎として供するため、社会福祉法人勇樹会へ無償譲渡するものであります。審査の結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本物件が、指定期間（10年）満了後において不適切な用途に転用されることのないよう、当該契

約に当たっては、その旨を担保すること。

議案第95号 財産の無償譲渡について（旧後山小学校校舎）。本案は、旧後山小学校の校舎について、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護等の用途に供するため、社会福祉法人よつば福祉会へ無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。本件、校舎の利用については、平成26年度「ミニ特養」、「小規模多機能」、「認知症デイ」総事業4億1,300万円の複合事業を公募により実施する事業者に譲渡するものである。有利な条件が付与されているが、既に実施している介護施設の関連責任が不明であり、十分精査されて対応されたい。

議案第96号 財産の処分について（堀記念ビル）。本案は、市が三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約をしている、東京都新宿区西早稲田の土地に係る信託物件について、土地信託契約解除後に地上権つき建物として売却するものであります。審査の結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。堀記念ビルは旧金井町名誉町民堀夫妻に由来する物件であり、その意義等を踏まえると、本案の提出に当たっては、早期に議員全員協議会の開催を要請し、議会と意見交換すべきだった。よって、市長は、二元代表制のあり方について認識を改め、重要案件については積極的に議員全員協議会において説明するよう強く求める。また、当該案件の選定に当たっては、議長と早期に調整すること。

議案第126号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、特別職職員のうち市長及び副市長の給与月額について、平成25年度新潟県単独補助治山事業（願地区小規模治山工事）における不適切な事務処理に対する懲戒処分として、10分の1に当たる額を減じるものであります。なお、その期間は、市長にあっては本年10月1日から12月31日まで、副市長にあっては本年10月1日から10月31日までとするものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ18億586万円を追加し、予算総額を483億6,004万8,000円とするものであります。主な内容は、7月9日及び19日に発生した豪雨災害に係る災害復旧事業に5億7,350万円、本庁舎等建設整備事業に8,030万円、金井地区統合保育園移転改築事業に5,494万円を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で、可決すべきものと決定しました。なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。総務文教常任委員会。（1）、継続費補正等について。インフレスライドによる補正予算が計上されているが、市建設事業の請負業者に対し、インフレスライド条項の趣旨を踏まえ、当該請負金額が変更された場合は下請企業との契約金額の見直しを行い、賃金の引き上げ等について適切に対応されるよう要請されたい。

（2）、2款1項18日本庁舎等建設費、本庁舎等整備事業8,030万円。本庁舎周辺の借地に関しては、本定例会において返却する土地（金井就業改善センター前の職員駐車場部分）及び買収する土地（その他の部分）の区分及びその目標とする期限について、市長から明確に答弁されている。よって、市長は、当該答弁を厳守するとともに、当該期限にかかわらず、可及的速やかに対応されるよう強く申し入れる。

市民厚生常任委員会。（1）、債務負担行為、佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理業務委託料52億

2,720万円。本事業の債務負担行為52億2,720万円は、「佐渡クリーンセンター」、「両津クリーンセンター」、「南佐渡クリーンセンター」の管理を平成27年から平成36年までの10年間委託するものであるが、初年度に委託項目の契約が行われるので、将来に禍根を残さない契約に努めること。また、行政職員の扱いについては、特に混乱のないよう注意深く配慮すること。

(2)、3款1項2目児童福祉費、金井地区統合保育園移転改築事業5,494万円について。本事業は、金井地区統合保育園を整備するに当たり、建設予定地である旧女子高体育館跡地の測量、実施設計等に関する予算であるが、当該予定地は河川氾濫に伴う浸水想定区域内である。担当課である社会福祉課は、当該事業について地域審議会及び保護者への説明は行い、了解を得たものと考えているが、保護者の一部においては河川氾濫に伴う浸水想定区域内における保育園建設への不安が拭い切れていないものと思料する。よって、当該統合保育園の整備を進めるに当たっては、保護者から十分な理解が得られるよう配慮されたい。

請願第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本案は、新潟県教職員組合佐渡支部から提出され、次の事項について、関係機関に対し意見書の提出を求められているものであります。請願項目。1、30人以下学級を実現すること。2、義務教育費に係る国庫負担金を2分の1に還元すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第9号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願。本案は、新潟県私学の公費助成をすすめる会から提出され、関係機関に対し「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の提出を求められているものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑に入ります。

村川四郎君の質疑を許します。

村川四郎君。

○15番（村川四郎君） それでは、質疑をさせていただきます。

産業建設常任委員長にお聞きしたいのですが、議案127号、一般会計補正予算の観光振興課に関連するもので、債務負担行為、限度額3,500万が平成26年度と平成27年度にかけて上がっております。これは、周遊滞在型観光誘客促進事業を行って、北陸新幹線開業と高速カーフェリー就航の時期に合わせ情報発信をするとありますけれども、来年の春北陸新幹線が開通するわけですが、上越妙高駅への一番早い新幹線になる「かがやき」が停車しません。この停車を実現するために佐渡市の行動が今回見えない状況ですので、これに関して委員会としてはどのような議論をされたかということをお聞きしたいと思います。

平成26年度の施政方針を見ましても、施政方針には「北陸新幹線の開業を見据え、佐渡を上越新幹線との周遊の要として位置付け、中型高速カーフェリーの就航など官民一体となった周遊型広域観光を推進するため、対岸市と連携して首都圏や関西圏へのPRの強化を行う」というふうに施政方針で述べているのですが、今のところこれに対する新幹線に対する市の対応というのが全く見えないということで、

本日の新潟日報を見ましても前年度に比べて佐渡市が観光ひとり負けの状態に、全県としては微増になっていますけれども、佐渡だけが減っているというようなこともありますので、ほっておけない理由があるはずなのですから、なぜこの「かがやき」等の停車に対して市が動かなかったのか、委員会でどういう審査をされたのか、お答えをお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） それでは、村川四郎議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、今回の補正予算による債務負担行為の設定は、北陸新幹線開業や小木・直江津航路における高速カーフェリー就航などを契機として誘客促進を図るものであります。当委員会においては、市が実施する事業の内容に立ち入った指摘はしましたが、北陸新幹線開業に関する議論は行われませんでした。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 8月27日にＪＲ東日本、ＪＲ西日本から発表された北陸新幹線の運行計画によると、上越妙高駅には速達タイプの「かがやき」が一本も停車しないということが明らかになりました。それで、新潟県と糸魚川市と妙高市、それから上越市は、一致団結といいますか、ＪＲ西日本、それからＪＲ東日本に対して直接訪問して要望活動を行いました。9月18日午前中にＪＲ西日本の大阪本社を訪ねて、上越市長、糸魚川市長、妙高市長、それから新潟県の交通政策局長と、その午後に今度は東京のＪＲ東日本、渋谷区の代々木ですけれども、ここを訪ねまして、新潟県副知事と上越市長、糸魚川市長、妙高市長が「かがやき」をぜひとめるようにしてほしいという要望を行いました。「かがやき」が1本朝、晩でも往復でとまることによって佐渡の観光も、東京から今までですと4時間ぐらいかかっていたのがうまくいけば4時間は切る、優に1時間以上も早くなるということも想定されますし、情報発信としては非常にいい事業でもあります。こういう中で、佐渡市も本来ならばすぐにこの3市プラス県、そして佐渡市も加わって一緒に要望に行くべきだったのですけれども、このことに関して、後からでもいいのですけれども、佐渡市もすぐに加わるべきだというような議論が委員会でされたのかどうか、執行部のほうでそういう気持ちがあるのかどうか、その辺も確認したのかどうかお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 2回目の質問にお答えします。

質問の要望活動については新聞報道で承知していますが、当委員会においては議論が行われませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） 新潟県は、泉田知事が途中でごねたりしたこともありますけれども、1,600億円もこの新幹線の開通に関して出資もしております。この北陸新幹線の開通は、島民、それから周辺の観光団体が待ちに待っていたのですけれども、その肝心かなめの「かがやき」がとまらない。「かがやき」がとまらないうと、今のほくほく線を経由して来るのとせいぜい二、三十分ぐらいしか変わらないということに

なります。とまりません、ああ、そうですかということで指をくわえていては、ますます佐渡の観光というか、佐渡の活性化もだめになります。この日報に載っていますけれども、ＪＲ東日本の副本部長の原口さんのあれが載っていますけれども、今のところは金沢の盛り上がりがすごくすさまじくて上越地区とは比較にならないというふうに述べていますけれども、可能性は常にあると、今後いろんなパターンで停車パターンが当然出てくるので、変えていくというふうに言われています。ですから、この行動は一生懸命やって、そして地元が観光業者も頑張ってやっていくことによって１本でも２本でもとめてみようか、とめるというような方向も出てくると思うのです。ですから、そういう行動に参加するように指導、提案はされたのでしょうかどうか。ぜひしてほしかったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） ３回目の答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） ３回目の質問にお答えします。

情報発信については、早急かつ効果的に行うよう強く指摘したところでありますが、この後段の急いで参画すべきというところまでは委員会では審査しておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第127号についての質疑を終結いたします。

これより議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第５号）についての討論に入ります。

金光英晴君の反対討論を許します。

金光英晴君。

〔17番 金光英晴君登壇〕

○17番（金光英晴君） 議案第127号、一般会計補正予算（第５号）について反対討論を行います。

この議案は、議案第97号、一般会計補正予算（第５号）が総務文教常任委員会で賛成少数で否決すべきものと決したことの重大性に気づいた執行部が急遽取り下げ、架空工事の発注、支払いで問題となった願地区小規模治山工事の精算金の予算を落とし、再提案されたものであります。産業建設常任委員会での予備審査において、願地区小規模治山工事精算金の積算根拠に疑義があることを指摘いたしましたが、執行部は対応しなかった。執行部の下請議員が数の横暴で正論を封じ込めた結果、前代未聞の大失態を演じさせ、恥の上塗りをさせたものであります。適切な対応をしなかった執行部と、それを了とした下請議員には強く反省を求めたい。

けさの本会議の質疑に対する答弁では、市長は職員が悪かったから、また19日に開催された議員全員協議会では、架空工事をお願いした市も悪いが、それに応じた業者にも非がある、そもそも業者が契約に応じなければ今回の架空工事はなかったとの発言がありました。また、一般質問の答弁では、業者には非がないので、処分はしないと言っていたはずだが、どちらが市長の本音なのでしょう。市長は、職員が悪い、業者が悪いと言いつけるが、全ては市長の管理能力のなさに起因しているのではないのでしょうか。だから、市長の処分に関する条例案が先ほど総務文教常任委員長からご報告がありましたように、委員会では否決になったのではないかと考えております。理由を聞けば、処分が軽過ぎ、厳罰をもって再提案せよということでありました。よもやこの場に至っていかにも何でも賛成団などと言われる議員が多いといえどもこの条例が可決されることはないでしょうね。市民はテレビを見ております。

さて、再提案された議案第127号、一般会計補正予算（第5号）には、市民生活に重大な災害復旧工事5億7,350万円を始めとして数多くの政策的な事業予算が計上されております。その中で、本庁舎等建設整備事業8,030万円の事業予算と債務負担行為の堀記念ビル売却手数料2,509万7,000円、周遊滞在型観光誘客促進事業3,550万円について反対の立場で意見を述べたい。

まず、本庁舎建設整備事業であります。同僚議員が一般質問で意見を述べておりましたが、バラ色の未来を夢見て合併して10年、佐渡市は衰退に衰退を重ね、人口も6万人を割り込み、さらに加速度的に進む人口減が予想される今、本庁舎を建設することに反対する市民の声は多くなっております。私の地元佐和田地区の市民だけではなく、他地区の市民に合併特例債の優位性を説明しても、今建設することに反対する意見が多いと感じております。また、かつて首長としてあるいは議員として合併に携わった方々、またこの議場で議論を闘わせたかつての同僚たちの声も反対の声が大方であります。積極的な建設賛成の声は、この閉ざされた議場の中だけの議論であるように感じてなりません。私は、市民の声を議場に届けることを約束して多くの市民から議員にしてもらいました。今その約束を守るためにこの議案に反対するものであります。

次に、債務負担行為の堀ビル売却手数料についてであります。私の一般質問、演壇でも申し上げましたが、旧金井町出身の堀治部氏から遺贈された土地に同町が建てた堀記念ビルを30年の地上権つきで売却する手数料であります。売却先は佐渡市からの話で急遽受け皿として設立されたばかりの合同会社であり、不動産取引の実態、実績もない会社であるとのこと、また代表社員が70歳であり、地上権の期間を考えればリスクは極めて大きいと言わざるを得ません。旧小木町出身で不動産会社で成功をおさめ、東証1部上場を果たし、ふるさと佐渡のためにと堀口基金を創設し、今回までに1億6,000万円寄附した堀口氏に相談しなかったこと等、執行部のたどったプロセスにリスクの解消に努力する姿勢が全く見られず、市民の大切な財産を軽んじているように思える。このことをもって反対するものであります。

次に、周遊滞在型観光誘客促進事業3,550万円であります。この債務負担行為は、北陸新幹線が来年3月に開業することを見越し、年度をまたいで切れ目のない観光誘客を行う措置であります。先ほどの村川議員が産業建設常任委員長に対する質疑で指摘したとおり、執行部の姿勢が理解できません。議会では、各派代表者会議で執行部が望むならば速達型の「かがやき」が上越妙高駅停車要望の意見書を出すことにまとめ、執行部へ伝えたところ、望まないとのことでありました。沿線自治体では、執行部と一体となり意見書を出すことにしております。しかし、佐渡市では、議会がその用意があると言っても、執行部は要らないと言っております。これまで北陸新幹線の開業により佐渡への観光客が増加する、だから小木航路の高速フェリー導入に対する補助金支出、周遊型観光事業に力を入れると言ってきました。玄関口である上越妙高駅には一本でも多くとまってもらう努力をする姿勢を示してこそ、高速フェリー導入に際して応分の負担をしてくれた上越市に対しての義理を果たすことになるのではないかと考えます。また、予備審査では委員から厳しい指摘もありましたが、執行部は無気力な対応ばかりでありました。こんな姿勢では3,550万円もどぶに捨てるような使い方をされるのではないかと感じ、反対するものであります。

以上3点について私の意見を述べ、反対討論といたします。議員各位のご賛同お願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で金光英晴君の反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8 番 中川直美君登壇〕

○8 番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。一般会計に対する反対討論を行います。

3 点にわたって指摘をしたいと思います。1 点目は、先ほどもありましたが、本庁舎建設にかかわる設計業務委託料8,030万円にかかわる点であります。そもそも3.11東日本大震災を受けて防災などのために合併特例債が延長されたことに絡むものであります。佐渡は四方が海に囲まれた島であり、自然災害なども従来と違い多発をしている現在、市民の安全、安心のための防災の対策は必要なものであります。市長の姿勢はこの間どうかといえば、過去の姿勢では経費削減の行革路線で支所を全てなくして両津、相川、羽茂の窓口機能だけの行政サービスセンター3つにする、消防職員も本土並みに合わせて120人程度まで減らす、こういったものだったものを、甲斐市長は地域の防災や福祉のためにと言って旧市町村単位の支所や行政サービスセンターを全て残し地域の拠点とするということを決め、それにあわせ中央に、本庁に防災機能を充実させるというものであります。では、市民の目線はどうか。言うまでもありませんが、特に合併市町村での庁舎建設問題は市民から厳しい意見が出るものであります。有名なところでは、佐渡市と同じところに合併をした鳥取市の庁舎建設問題があります。執行部は、庁舎建設について一番最初にとった市民アンケートを根拠に本庁舎建設を、増設を決めました。私は何度も提案してきましたが、まず市民に理解をすること、増設論では現在ある金井保育園を動かして、そこに現在の庁舎の約2倍ぐらいの大きさの庁舎をつくるものであります。市民は増設ならいいと思っていたが、これは事実上新設ではないかという意見もあります。また、庁舎建設について今回市民に対するパブリックコメントを行いました、四十幾つだったと思いますが、ほとんど賛成論ありません。そして、それがどのように今回の案に生かされたというのも甚だ疑問であります。また、委員会の説明では、フェイスブックに批判の声についていいねが20回あったというような説明でしかありません。現時点では、市民の理解は極めて弱いと私は言わなければならないと思います。こういった問題こそ市民からしっかり理解を得て地域の拠点をつくるとともに、充実をしていくというスタンスでやるのが重要だという点であります。

2 点目であります。先ほどもありましたが、北陸新幹線や観光に関する問題であります。観光は、甲斐市政の将来ビジョンの中の大きな柱であります。来年は両津の北埠頭が完成をします。北陸新幹線に合わせて完成いたします。今回委員会の中で示された運営計画や中身については、私はもともと反対しましたが、余りにも知恵がないものではないかと言わざるを得ないという点であります。

3 点目、物価上昇に伴うインフレスライドの関連であります。継続費の関連で、全体では2億円を超すインフレスライド、インフレ、値が上がったことによる増額であります。これがしっかりと、本会議の答弁では市長はしっかりとやると言いましたが、委員会の答弁では非常に曖昧なものであります。こういったことは本会議の答弁のとおりしっかりとやるとともに、この間指摘をしてきているように公契約条例でしっかりとやるべきだということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第127号についての討論を終結いたします。

これより議案第127号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第126号についての反対討論をいたします。

午前中の本会議でも言いましたが、この問題は願地区の工事にかかわる特別職の報酬の減額のものであります。今回取り下げになったように、この問題自体がきっちりけりがついていない中で、結論を私は急ぐべきではないというふうに思います。

それともう一つは、この問題を、市長も午前中に言いましたが、どのように再発防止をするか、このことに一生懸命になることが最も重要である、このように考えて反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第126号についての討論を終結いたします。

これより議案第126号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は委員長報告にかかわらず、会議規則第70条の規定により原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため再度申し上げます。本案の採決は委員長報告にかかわらず、原案に賛成する諸君の起立により行います。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第85号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第86号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 議案第85号と86号について質疑します。

相川支所及び相川消防署が、目の前に海がある場所に建てて住所を移す条例ですが、私どもは当初から一貫して常識的には考えられないと、この場所について意見を言ってきました。この場所ではだめだと。先日は、国は日本海側で発生する可能性がある最大規模の津波について、佐渡で10.4メートル強を発表したのです。そして、相川支所、相川消防署は津波浸水想定区域であると総務文教常任委員会は意見をつけています。片や佐渡市は津波避難タワーを建設予定したり、新庁舎を防災拠点と位置づけようとしている

のに、この相川支所、消防署が何でこの場所なのかと。海の目の前。私には理解できません。この議案に賛成の方は責任を持てますかと聞きたいのですけれども、そこで議会の良識ある、そして中心である総務文教常任委員会、この意見は具体的に佐渡市に対してどう言っているのか、この1点だけお聞きします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、中村議員の質疑に対してのお答えをいたします。

この件に関しては、意見のとおりであります。現地視察をしまして想定区域ということがわかっておりますので、建て方につきましても説明はピロティー方式ということで高床式、こういう建て方で何とかお願いしたいということで進めておる事業であります。委員会としましては、避難についてそういうシミュレーションはきちっとできているのかという、そういう質問が出ました。その中で、この意見よりはもっと具体的にきちっとした計画をし、そして万全を尽くすようにという、そういう意見が多数ありました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第85号及び議案第86号についての質疑を終結いたします。

これより議案第85号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 財産の無償譲渡について（旧金井吉井小学校）についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無所属の荒井眞理と申します。私は、初めて反対討論にここに立たせていただいております。議案第94号、旧金井吉井小学校の財産無償譲渡の件についてであります。

この旧金井吉井小学校の跡地を現在真野第1保育園を運営しておられる社会福祉法人勇樹会が保育士、

幼稚園教諭育成の専修学校を設立したいというものに対して無償譲渡しようとするものです。しかし、そしてその社会福祉法人勇樹会は、この佐渡の民間保育事業者として昨年の4月から保育に携わってくださり2年目ですが、まだお互いに佐渡市も勇樹会を知らない、勇樹会も佐渡の状況をよく知らないというのが現状ではないかと思います。この法人は、本当に佐渡の保育を取り巻く社会状況を分析しているとは思えない、見通しが甘いのではないかということを私は懸念しております。この保育士養成学校は、35人1学年、その3学年予定ということになっています。しかし、本当に1学年35人確保できるのかどうか。市内の高校卒業生からおおよそ10人から15人集められるだろうという見通しです。しかし、高校を卒業して保育士の資格を取りたいという本人も、また家族も一度は島外の生活を経験させたいと思うのが多くの若い人たちの、また若い家族の思いではないでしょうか。そうすると、本当に市内で高校卒業する者から10人か15人もこの学校に進学するということは見通しが甘いのではないかと思います。また、市内の公立保育園の無資格者で臨時の職員をしている八十数名の中で、35人ができれば通学を希望すると言っているということですけれども、それも授業料いかんによると、それから3年間収入なしで本当に70万円ほどの授業料を払っていくのかどうか、これに関しては全く不明であります。そして、では島外から一体どれだけの人がこの保育士養成学校に来るのか、そこはシミュレーションがほとんどできていないに等しい、全く不明です。最初の年に多少集まってもせいぜい20名かそのぐらい、そしてだんだん先細りになっていく、これが本当にこの専修学校を運営していくことができるのだろうか、このような疑問を持っています。

2つ目の疑問は、佐渡島内の保育士は不足しているが、これが解消できると言っておられます。しかし、今臨時で仕事をしている人たちが、ではこの資格を取ろうとって専門学校に通うようになったらますます現場に保育士がいなくなるという、保育士不足を解消するどころか、逆の現象が起きるのではないかと予測されます。また、仮に資格を取ったとしても、卒業後にその資格に見合う正職の就職先がなければ残念ながら島外に就職をしてしまう、結果的に島内で就職をするという、そのような保育士不足解消にはつながらないのではないかと思います。

見通しが甘いと思われる3つ目の理由は、この専修学校は非常に珍しく保育現場でのインターンシップ制度を年中取り入れるとしています。それにより、午前中は働くことができ、午後勉強するということになります。しかし、この学校に通う者の身になって考えてみれば、自宅からまず園に行き、園は真野です、そこから学校のある金井地域に行き、そしてまた自宅に戻ると。学校が終わるのがおおよそ6時から7時、家に帰ってくるのが8時近くであれば、一体その状況で学校に3年間通い続けるということがこのインターンシップがあるせいでどれほど現実的なのだろうかと思います。また、インターンシップ制度によって午前中働けますと、何も園だけではなくほかのバイト先でもいいのですと言います。しかし、午前中に学生がバイトをできる場所が果たして島内にどれだけあるのかということです。また、インターンシップ制度というのは実習とは異なり、学生の単位にはつながりません。ですから、このインターンシップ制度をどれだけ利用してもそれが学生にとってのメリットにはならず、むしろただ働きのような形にすらなりかねません。

また、財務上のシミュレーションもできていないのではないかと懸念されます。私が見させていただきました資料は非常に大ざっぱなものでした。さきに述べましたように、果たして生徒数が集まるのかどうか、そこが大きな疑問であります。収入が想定のように入ってこない。しかし、授業のこま数

を減らすことはできません。そうすると、講師を今15名ほど予定されているようですが、その講師に払う謝礼を減らすことはできません。しかも、その講師の多くは島外から呼んでくる。島外から来てまた島外に帰っていくような形であると。しかも、この専修学校に建物を譲渡したあげく、耐震工事もこの法人の自費で行ってもらおうということになっています。このような状況の中で、財務上もよくシミュレーションできておらず、果たして本当にこの学校が自立してここで学校を続けていくことはできるのかということは大いに疑問です。しかも、私は、島内にしかし経済効果があればいいのではないかという方がおられるのに対して、授業料で島民の多くの、仮に生徒が通ったとして支払ったものの多くが島外講師への謝礼の支出になるのであれば、経済効果というものがそんなにあるということは思えません。さらに、この法人の将来の希望としては、同じ敷地内に保育園を併設する、100床の高齢福祉施設を併設したい、また介護福祉士養成課程も検討したいと言っておられます。しかし、島内にはもう既に保育園は十分あり、100床もの高齢者施設も必要なく、これらの経営により財政の安定を考えているとしたら、これも非常に見通しが甘いと言わざるを得ません。

また、佐渡には既に介護福祉学科を持つ専門学校があり、これは佐渡市が誘致した学校です。今全国的には介護福祉学科は定員割れをしています。そして、この定員割れをしている状況の中で介護福祉学科を持つ学校が2校目もし開かれるとしたら、これは共倒れをするということ、そればかりか佐渡市としてさきに誘致した学校に対する信頼も失うのではないかと思います。そして、何よりも私が大事だと思っていることは、この島で育つ子供たちの保育を担う者、それがどこで学ぶかということです。今グローバル化社会の流れはどんどん進む時代になっています。島外で生活した経験のない者が子供たちを教えるのか、それとも国内の広い社会で生活し、人間関係や人脈を持った人が子供たちに教えるのかは大きな違いです。

最後に、合併10年を迎えた佐渡市は、これから成熟期を迎えんとするところが本来の姿だと思いますが、残念ながらこの1年間で次々に明るみになってきた佐渡市もかかわる事件は、まあいいだろう、このぐらいで許されるだろう、やってしまおうという市の軽率とも言える判断に由来しているという実感を拭うことができません。佐渡市が持っている建物を有効に使ってもらいたい、この気持ちはわかりますが、ここで拙速にこのような見通しの甘い状況の中で譲渡をして、そして子供たちを育てる大事な保育士、幼稚園教諭を育成する学校をこのままで進めてもらう、またその先には佐渡市の既に誘致した学校に対する信頼を失う、そのようなことがあると懸念される中、私はこの譲渡に対して反対を唱えます。多くの議員の皆様にもご理解いただき、反対を唱えていただければと思います。

これで反対討論終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第94号についての討論を終結いたします。

これより議案第94号 財産の無償譲渡について（旧金井吉井小学校）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号 財産の処分について（堀記念ビル）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第85号、第86号、第94号、第96号、第126号、第127号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

〔市民厚生常任委員長 加賀博昭君登壇〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第87号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第88号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第89号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供と地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法の制定により、関連する事業の運営、設備等の基準についてそれぞれ規定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第98号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,395万1,000円を追加し、予算総額を71億7,344万6,000円とするものであります。内容は、職員の人事異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第99号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,085万円を追加し、予算総額を7億3,855万円とするものであります。内容は、前年度決算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び職員の人事異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9,384万8,000円を追加し、予算総額を85億2,074万8,000円とするものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金の増額及び職員の人事異動等に伴う人件費の増額並びに認知症総合対策推進事業費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ490万5,000円を減額し、予算総額を4億7,059万5,000円とするものであります。内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,754万8,000円を追加し、予算総額を6億114万8,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に910万8,000円を増額するものであります。主な内容は、職員の人事異動等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第5号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について。本請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境を国として整備する手話言語法の早期制定を求める意見書の提出を求められているものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。本問題については、後刻意見書の提出がございます。その中で詳しく述べるということを特別に付言しておきます。

陳情第1号……委員長報告、ではこうやらなければならないのだ。いいか。おまえたちは、書いておらぬことを言うておると言うのかもしらぬが、大事なことは言わなければならないのだ。いいか。覚えておきなさい。陳情第1号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について。本陳情は、交通事故による転倒や高所からの転落などにより、頭部が衝撃を受けることで脳内の情報伝達を担う神経線維が断裂され発症する軽度外傷性脳損傷について、医療機関を始め広く啓発・周知を図るとともに、後遺障害が残る労働者に対し、労災認定されるよう認定基準の改正などを求める意見書の提出を求められているものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。本件につきましても、後刻意見書の開陳がございますので、つけ加えまして委員長報告終わります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第87号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第88号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第89号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 87号から90号までの議案について質疑をいたします。

一言で言えば、これは国が大きく保育制度を変えたことに伴うものであります。4本一括でありますので、この中の89号の放課後児童健全育成については、これはいわゆる学童保育のものでありますから、前段の87号、88号、90号とまず最初にお尋ねをしながらいきたいと思います。

1つは、佐渡市のこの間の保育に対する考え方というのは、小規模保育はだめだと、そして行革や財政の面から見て統廃合して60人以上の規模にすると行ったにもかかわらず、今回の条例では小規模保育、20人以下の保育所をつくれる条例になっています。これは、これまでの方向から見て非常に問題ではないのかということが1点であります。

2点目は、今回の保育制度の改編は、学童保育も含めて、小学校の放課後児童も含めて子供たちの健全育成をどうやって進めるかという中身なのです。ですから、佐渡市に合った子育て支援事業計画というものがある初めて保育所をどうするか、学童保育をどうするかというものがつくられなければならないのだが、その流れになっているのかということです。仮に計画が完成していないとしてもその流れに乗っていかなければならないのだが、どうだかということであります。

次にお尋ねをしたいのは、ここの保育制度が大きく変わることによって関係者や保護者や市民に対するパブリックコメントをしっかりとやれというのが国の指針もしっかり出ているけれども、余りしっかりしたパブリックコメントを私はやっていないというふうに見るのだが、その点どうか。

次のページになりますが、先ほども、待機児童問題です。本来保育園の待機児童が佐渡市は存在しませんから、それどころか定員割れも想定できる佐渡市であります。だから、さっき言ったようにやみくもに小規模保育園が乱立しかねないこういった条例を私は制定すべきではないと思うのだが、何ら問題ないというような委員長報告なので、お尋ねをしておきたい。

次の4番目は、児童福祉法に基づく24条の1項が今の保育所なのです。今の保育所は一見当面の間だけ存在する、あるいはなくなるとどうなるかという認定こども園にいくわけです。認定こども園は、先ほどもありましたが、保育士と幼稚園教諭の2つの免許が要するというわけです。そういったことが想定されるわけで、今特例期間の5年間あって非常に単位数少なくとも幼稚園教諭の免許は取れるということがあるので、その辺の対策はなされているのかお尋ねをしたいということです。

あと次に、88号は今言った小規模の保育園の基準を定めたものです。出された条例を見ますと、ほとんど国基準どおりです。とりわけ小規模事業所には3つのタイプがあって、19人以下ですが、ここは保育士の資格を持たない事業所もありということになっています。最近も話になりましたが、この間佐渡市が民営化した保育園では制度が変わっても国基準の保育士配置基準でやれよというふうになってきているにもかかわらず、一方では佐渡市が方向性を持っていない小規模の保育園では保育士の資格がなくても保育ができるような方向を定めるのはいかがなものか、どう審査をされたのかということであります。

また、これとかかわって言えば、そこは安かろう、悪かろうではないですが、保育園の給食を外部から搬入することを認める中身になっています。地産地消を進めている佐渡市ですから、こういった問題はき

っぱりできないようにしておくべきだと思うのだが、その辺はどのように審査をされたかであります。

89号は放課後児童なので、先に90号行きます。89号は一番最後です。今までは保育に欠けるということで保育を預かっていたわけですが、今度は保育度を認定するというふうに変わります。今現在保育園に入っている子供たちは経過措置としてそのまま引っ張っていきけるのですが、初めて保育園に入所申し込みする方というのは特例措置の範疇外になります。ですから、家にお母さんがいたり、父母要件はなくなりましたが、求職活動をしている、例えばハローワークの書面を添えて出さないと認定されないというような問題があるのだが、その辺は難しくないのかお尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、一番関心の高い保育料が一体どうなるのか。このことも保護者にきっちり周知をしなければいけないし、本来条例で制定すべきだと思うのだが、その辺はどのように加賀委員長のところで審査をされたのか。

最後、もとに戻りますが、89号の放課後児童です。放課後児童対策は、これはこれまで一定程度法制化、法に定められていたのですが、今回は本当に厳しくなりました。1つは、指導員の資格を有することという、そして40人に1人の配置ということになりました。これが本当にできるのかどうなのか。

もう一つは、今まで小学校4年生までだったものが6年生まで拡大されます。ところが、条例を見ると、面積基準あるのですが、4年生までの基準で今定められています。当然4年生よりも6年生のほうが大きいから、面積要件いっぱい要るわけです。そういったところは、甲斐市政は子育てを大切にする市政なのにその辺が欠けているのではないかと思うのだが、どういう問題かお尋ねをしたい。

また、児童館のある地域では、放課後児童対策がなされていません。ように思うのですが、その辺はどういうことなのかお尋ねをします。

放課後児童対策の3点目は、今回法制化に伴って補助金が交付金に変わります。ですから、来年度の予算対応も当然必要になってくるのだが、その辺はどのようになっているのかお尋ねをしたい。

最後に聞くのは、委員会でも聞きましたが、さっきも言いましたが、今回の子育て支援というのは厚生分野だけではなくて文部科学省も含めてやれと、7月31日には文部科学省通達もちゃんと出て、教育委員会の放課後子供児童教室と放課後児童対策も兼ね合わせてやるのがいいよというのが出ているのです。これから佐渡の場合は少子化や高齢化があるのだから、そういった視点をこれ生かした案件なのかということをお尋ねをしたいと思います。

文章についてはあらかじめ届けてあるので、大分はしょって質問をしましたが、聡明な委員長ならご明解だと思うので、よろしく答弁をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 通告者本人が加賀委員長ならやれるだろうと、こう言うて、こんな膨大な通告をしてあるわけ。そう言うては申しわけないけれども、皆さん、傍聴者にも見せますが、こんな膨大だね。こんな通告書というのはいまだかつて出たことはないのです。しかし、何たって43年議員やっておるから、こんなことにへこたれるような私ではない。だから、しっかり答えてやるから、この際しっかり勉強してほしい。

まず、これ普通ならこんなばかな質問する者があるかと言うて終わらせる答弁だけれども、せっかくで

ございますので、逐一丁寧にお答えしますので、あれしてください。なお……

〔「簡潔にやってくれと」と呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 待て。こんな長い質問されておってそう簡単にやれるか。

まず、89号については、後からにするといいながら質疑の中ではやってしもうておるから、私のほうではそれはやったものとして、87号、88号、89号、そして90号と連結して説明を申し上げます。中川君の質問に対して正確にお答えしてまいります。

まず、議案第87号、これは1、2、3、4と質問しております。私のほうはわかりやすく、質問はややこしい質問していますが、答弁はわかりやすくします。佐渡市の認可保育園の定員は充足されており、市では地域型保育事業に取り組む予定はない。ただし、児童福祉法第24条第2項、これはちょっと解説入れておきますが、児童福祉法第24条第2項というのはお母さん方たちが申請をするということが児童福祉法第24条第2項にあるというふうに理解してください。そういうのがあるので、市町村は保育を必要とする児童に対し地域型保育事業等の保育の場を確保するために措置を講ずる義務があると、これが国の通達、法律等で義務づけられておるから、これは設置せざるを得ないということ。

次に、2番目、子ども・子育て支援法の平成27年4月からの施行により、地域型保育事業の参入が可能となるため、条例化が必要になるわけでございます。したがって、条例が整備されていない自治体は、1年間は内閣府令により取り扱うことが国の指示であると。つまり国が命令してくるのだと、だから勝手に佐渡市がやめたり置いたりはできぬと、こういうふうに書いてあるわけで、こういうことになっておるわけであります。

次に、パブリックコメント、関係者に周知徹底したかということでございますが、市内の保育事業者には国のハンドブック、事業者向けというがあるので、そういうものを提供したり、県からの情報を提供しているが、そのほかに民間事業者向けの発信は佐渡市としてはしていない。

3番目に、仮に小規模保育園事業との認可がされ、開所したとしても、通常の保育園は小規模保育園など地域型保育園を選択するのは保護者であり、将来的には佐渡の子供の数や地域実態に応じた保育環境が整備されていくものであります。したがって、それを待つよりほかないわけであります。

4番目の市独自で保育士の資格取得後支援制度等があるのかという。そういう対策は現在はない。

それから次に、議案第88号に移ります。議案第87号と同様、市では取り組む予定は現在ない。ただし、先ほども申しました児童福祉法第24条第2項、つまりお母さん方、つまり子供を連れておるお父さん、お母さんは申請をするということが法律上認められておると。したがって、市町村は保育を必要とする児童に対し、地域型保育事業等の保育の場を確保するための措置を講ずる義務があるわけであります。したがって、そうせざるを得ないということ。

2は、国の定める基準で問題はないかといえ、ないと言わざるを得ない。

3番、仮に地域型保育事業が行われた際、市の施策に支障があると判断された場合は、搬入業者等への要請はしていくと。これは、佐渡市の裁量、判断に任されておる部分であります。

次に、議案第89号、つまり先ほど言うた放課後の児童健全育成事業に関するものでございます。新年度施行において、有資格者の放課後児童支援員で十分対応できるかということでございます。これについては、各箇所1人以上の配置ということでございますから、現在の状態であれば対応できる。

2番目といたしまして、対象が小学生の引き上げで、施設の面積基準が今までの1,065平米以上の低学年基準のままになっておると。したがって、そういう児童館が地域にあるわけでございます。現在も、それで実施要綱の中でも現在実施されておるものでも、児童の健全育成上市長が特に必要と認めた児童を対象とすることができるということになっておる以上、仮に高学年の諸君をそこへ入れたからというて特にその面積を広げなければならぬなどということはない。それから、30名ほどの高学年を入れたとしても、そこにとんでもない事態が生ずるということはない。児童館については、両津ちのわの家と畑野児童館の2カ所があり、これもゼロ歳から18歳未満まで受け入れ可能だが、学童保育的な活用がされておる。だから、今のままで特に大きな変化はない。

では、補助金が今度交付金に変更されたことで減額されるが、市も予算化が必要ではないかという質問が出ておったわけですが、現在の放課後児童に対する補助金は県が2分の1、市が2分の1ということになっておるが、今後制度が改正になり、国、県が3分の2、市が3分の1と市の負担が軽減されます。しかし、軽減されるからといってそれを歓迎するものではなくて、こういう制度の変更はあるが、今の体制でやっていけると、こういうことでございます。実際はやってみぬと結果はわからぬが、一応やれると。だから、したがって放課後子ども総合プランとの複合的な検討は、この事業は学校教育課が所管であり、現在のところは具体的な検討はされていませんが、今後放課後の児童健全育成にも寄与されることから、社会福祉課と学校教育課との複合的な検討を進めていかなければならない、これは国が新しい法律に基づいて出してくておるために、それは自動的に地方としてはそういう検討を今後していかなければならぬと、こういうことであります。

最後に、議案第90号、求職活動も保育認定の対象だが、基本的に短時間認定、つまり8時間保育ということですが、これを継続するということと、国の基準どおり、求職活動の場合でも標準時間認定、これは11時間保育今でも、今の言葉で言えば長時間保育とか居残り保育とかという言葉で11時間まではやれるというふうになっておるわけ。だから、保護者が望めば、経過措置の間はそのような取り扱いとなっていくます。あくまで国の基準どおりとするということの中川君も知っておると思うのですが、本来この保育事業というのは、これは佐渡市固有の事業ではないのです。これは国の事業なのだ。したがって、それをつかさどる国から地方にこういうふうにしてくださいと言われると、それをいけないと、佐渡はそんなものは拒否するよというようなわけにはいかないという部分があるということは十分わかっておるだろうと思う。そういう意味において、今度の一連の法改正に伴う今回の条例改正というのは、ある程度国の縛りがかかっておるために地方としては簡単に取捨選択を直ちにやれるというものではないということを理解してほしいと思うのです。

それから、保育料の基準額は、今は恐らく検討中であります。なお、現行の保育料水準を新制度の保育標準時間、11時間保育のことですが、保育料の水準に極力合わせる方針と、それから保育時間の、普通保育という、8時間のことをいいます、その保育料よりも少し安く設定することとなるだろうという見込みでございますが、実際は保育料の設定というのは現行の徴収規定の改正が必要でありますので、そのように今後やられていくというふうに思います。

さあ、そこで私がただいま佐渡空港2,000メートルを頑張っておるわけですが、これによりまして2,000メートルができて本土から嫁さんがわんさと佐渡へ来て、そして徳之島のように子供が1軒の

うちに3人もふえるということになれば、この今佐渡市には向かぬ条例ではないかというのが今度は生き返ってくるのです。佐渡は、いつまでも死に体になってはならないの。そんな死に体にしかならぬと思うておる議員はやめたらいいのです。私は、そういう議員とはくみはしない。必ずこの佐渡島を立派な島にしてみせる。そのために私は空港問題やっておる。だから、社会資本整備もできて、そしてそういう状況が出てくれば、今のような、今中川君はこんなのは佐渡に当てはまらぬではないのと言うておることが当てはまるようになってくる。なぜならば、今出されておるこの一連の保育に関する条例というのは、大都市の、いいですか、今保育士、保育所が足りない、働くお母さん方が保育所に子供を入れたいと言うてもない、そこのところを基準にしてつくった条例であります。したがって、私が先ほど申しました佐渡空港2,000メートルなどができて、そして子供がふえたときはこれが実際に佐渡で有効に活用される条例になるということをつけ加えまして、第1回目の中川君の答弁にかえます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 答弁を聞いていたら、何を質問、飛行場問題質問したのかなと思いましたが。

そこで、長い質疑ということでありましたから、4本を1本ですから、皆さん見ていただくとわかるのですが、非常に少ないのが4つ並んでいるだけなのです。

一応、では2点聞きます。1点は、佐渡市は地域型保育、つまり小規模保育をやる気はない、第24条第2項のやつをやる気はないというのだが、選ぶのは保護者だというふうに委員長はおっしゃいました。佐渡市は、この間小規模保育は子供のためにならないから、統廃合必要だよってやってきたのに、それだからやるつもりはない、だけれども委員長は法に定めてやる、選ぶのは保護者だというのは、これは一体どういうことなのか。

それともう一点は、委員長最後に言いましたが、保育事業というのは国の事業です。だけれども、私が冒頭言ったように、国は地域の子育てや保育の事情に合わせて地域版子ども・子育て会議による支援計画に基づいてこれをやれと。そこがしっかりしていれば、おのずと形決まってくるのです。なぜ地域型保育というのは問題かといえば、これは今まで保育というのは福祉だから、もうけの対象にしてはならないというものだったのが株式会社でも何でも参入できる。地域型保育というのは、小規模の場所さえあれば保育士にならなくても研修受けてもできるということが大問題だと。認定こども園について言えば、幼稚園と保育園が一緒になるから、幼稚園の子供は4時間、保育園の子供は8時間、だけれども一緒に過ごさない、子供の育ちにとってこれは大問題だということで、保育関係者から今大問題になっていることだというのは加賀さんご承知のとおりだと思いますが、今ほど言った地域型保育をやるつもりはないのだが、企業がやると言ったら選ばせるという理解でいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 前段私がこの条例の意味、それから保育事業というのが本来国の責任において行われるものであって、したがって国の条例制定命令というのは地方を拘束するのだということと説明してありますから、そのことはまず頭に置いてこれからの私の説明を聞いてください。

今中川君は、小規模保育というのがなじむのか、なじまぬのか、しかしそれはやりますよと言えばやらなければならないことになっておると、こうなっておる。条例上はそうなっておりますが、物理的にどう

かということになればおのずと地域の実情が、例えばこれちょっと余談だけれども、聞いておいてください。今は訪問保育というのができるようになっているのです。訪問保育というのはどういうことかというと、ほぼ家庭のところへ行って保育するという。そんなことが佐渡の実情としてあるかといったら、ないのです。したがって、この小規模保育というのは、条例上はできるということになっておりますが、実際にそういうことになるかどうかということは、佐渡の保育の実情からいうとおのずと答えが出ます。先般私が出した報告に両津湊から旧畑野町の多田まで、これは海岸線35キロある、この35キロの中に近いうちに保育園が1つになるのです。いいですか。だから、そういうところで小規模保育というのをやるのだというても、物理的にできるかどうかということはおのずと答えが出てくる、それが地域の実情である、こういうふうに申し上げている。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 1点だけ最後にお尋ねをしておきます。

一定程度その基準を満たせば、保育料以外の上乗せ徴収、オプション保育やればできるということになっています。都会では、もう例えばピアノだとか英語だとかをやることによって保育料を上乗せで徴収をしているというのがある。それが地方にもできるようになるのですが、そういったところについてもやっぱりしっかり市としての対応をしないと、多くの子供がいろんなことでオプションでやっているのうちの子供やらないということになると育ちにやっぱり影響が出ると言われているわけですが、そういったことはしっかり決められていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 傍聴者もおることだから、丁寧にやるよ。

この保育料の上乗せ問題とか、今の保育でも、私先ほど説明したように、保育というのは通常8時間ではやっておりますが、国の制度としての中の時間設定では居残り保育、つまり残ってやるという、それから朝早く出る早出保育、居残り保育というこの2つをもって11時間やれるとなっておる。したがって、この保育料を上乗せするかしないかということは、それでも預かってもらいたい、上乗せしてでもやってくれというのがお父さん、お母さんの要求ならば、今でもやらなければならぬわけ。したがって、それが今やらなければならないのだよというふうになったとしても、何も現状が大きく変化したというものではございません。したがって、そうあたふたということはないので、冷静に推移を見てほしいと。中川君も、もしあれなら私のところへ来てさらに聞いていただければもっと詳細に説明してあげます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第87号から90号までについての質疑を終結いたします。

これより議案第87号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第89号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第87号、第88号、第89号、第90号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第91号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により同法の名称が変更されることに伴い、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 公有水面埋立てに係る意見について（稲鯨地内）。本案は、新潟県が実施する水産生産基盤整備事業により漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てすることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,067万2,000円を追加し、予算総額を10億8,897万2,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助事業費の増額による建設改良費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ626万6,000円を追加し、予算総額を32億2,766万6,000円とするものであります。主な内容は、下水道建設費の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成26年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入に17万円、収益的支出に253万5,000円、資本的支出に30万7,000円をそれぞれ追加するものであります。内容は、人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 小倉小水力発電施設機械建設工事請負契約の締結について。本案は、小倉小水力発電施設機械建設工事について、平成26年9月2日に執行した入札における落札者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願。本請願は、平成26年産米取引価格の大幅な下落が懸念されることから、国に米の需給調整対策を講ずることを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第123号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、岩下彰顯氏の任期が平成26年12月31日をもって満了となりますが、引き続き岩下氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第123号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第124号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第124号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第124号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、菊地和恵氏の任期が平成26年12月31日をもって満了となるため、その後任に永倉妙子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第124号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 発議案第2号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔16番 佐藤 孝君登壇〕

○16番（佐藤 孝君）

発議案第2号

私立高校への就学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年9月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤 孝
賛成者	〃	荒 井 眞 理
	〃	近 藤 和 義
	〃	竹 内 道 廣
	〃	猪 股 文 彦
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	中 川 直 美

私立高校への就学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度より施行された私立高校等就学支援金制度と自治体単独の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減され、さらに平成26年度から年収590万円未満の私立高校生家庭までに加算支給の対象が拡大されたことで支給額も増額された。こうした施策により、全国では学費の長期滞納者や経済的理由での中退者が減少し、その政策効果が現れている。

しかしながら、平成25年度における私立高校の学費は、入学金を含む初年度納付金で全国平均約71万円となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯においては約41万～53万円の学費負担がなお残っている。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項（b）（c）「中等教育・高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回したが、これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界にむけて宣言したことに他ならない。

これらの状況から、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するよう、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること

2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校への就学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県内の高校生の２割は私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度より施行された私立高校等就学支援金制度と新潟県単独の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減された。さらに平成26年度から年収590万円未満の私立高校生家庭まで加算支給の対象が拡大され、加算支給額も増額された。こうした施策により、学費の長期滞納者や経済的理由での中退者は減少傾向にあり、一定の政策効果が現れている。

しかしながら、平成26年度における私立高校の学費は入学金を含む初年度納付金で県平均約52万円となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円未満世帯においては約17万～35万円の学費負担がなお残る。

また、私立高校の経常経費に対する助成は２分の１以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難を抱えてきた。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約２割少なく、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

１ 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること

２ 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第２号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７ 発議案第３号

○議長（根岸勇雄君） 日程第７、発議案第３号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔16番 佐藤 孝君登壇〕

○16番（佐藤 孝君）

発議案第３号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年９月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	佐藤孝
賛成者	〃	荒井眞理
	〃	近藤和義
	〃	竹内道廣
	〃	猪股文彦
	〃	岩崎隆寿
	〃	中川直美

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いである。そのために、小中学校の全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠である。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっているほか、新しい学習指導要領による授業時数や指導内容の増加、日本語指導などを必要とする子どもたちや、障がいのある子どもたちへの対応、いじめ、不登校など生徒指導の課題も多く、これらの課題解決に向けて、法改正により安定した財源を確保した上で、少人数学級が拡大されていくことが望まれる。文部科学省は平成26年度予算の概算要求において中学校3年生までの35人以下学級の実現する計画を示したが、平成26年度の予算には盛り込まれず、逆に教職員定数を10人純減した。

新潟県では、平成13年度から小学校1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入され、平成25年度から導入された小学校3年生の35人以下学級が拡充され、平成26年度は小学校4・5年生、中学校1年生に導入されたものの、下限25人の条件付きであることや、教職員定数増による少人数学級実現ではないことなど、不十分な点が残っている。

全国的にも厳しい財政状況の中、独自財源で少人数学級を拡大する自治体が増えている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべきである。文部科学省が平成22年に実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中学校の望ましい学級規模として26人～30人を挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28か国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体財政を圧迫しているとともに、非正規雇用者の増加などにみられるように教育条件格差も生じている。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であることから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっている。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう、国においては次の事項を実現することを強く求める。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第4号

○議長（根岸勇雄君） 日程第8、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君）

発議案第4号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年9月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 村 良 夫
賛成者	〃	渡 辺 慎 一
	〃	金 光 英 晴
	〃	浜 田 正 敏
	〃	大 澤 祐 治 郎
	〃	笠 井 正 信
	〃	坂 下 善 英
	〃	山 田 伸 之

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

平成26年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地における取引価格が前年を4,000円程下回る12,000円台（1俵60キロ）になることが取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が懸念される。

平成26年度から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。

とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れない。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場では十分な対応ができない状況にある。

そもそも、この間の米価の下落は、平成25年度、平成26年度の基本方針を決めた平成25年11月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、平成26年6月末の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことに原因がある。

また、攻めの農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給調整を行うのは当然のことであり、国において緊急に過剰米処理を実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第5号

○議長（根岸勇雄君） 日程第9、発議案第5号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君）

発議案第5号

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年9月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	加 賀 博 昭
賛成者	〃	大 森 幸 平
	〃	祝 優 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	村 川 四 郎
	〃	中 川 隆 一

” 金 田 淳 一
” 駒 形 信 雄

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であり、その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本では認知度が低く、また、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもある。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースも少なくない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること
- 2 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること
- 3 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第6号

○議長（根岸勇雄君） 日程第10、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君）

発議案第6号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年 9 月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	加 賀 博 昭
賛成者	〃	大 森 幸 平
	〃	祝 優 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	村 川 四 郎
	〃	中 川 隆 一
	〃	金 田 淳 一
	〃	駒 形 信 雄

手話言語法制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた過去がある。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知され、政府は平成21年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成23年8月に改正された障害者基本法においては、第3条で「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることが明記されたほか、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報バリアフリー化の施策を講ずるよう義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議案第7号

○議長（根岸勇雄君） 日程第11、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔21番 竹内道廣君登壇〕

○21番（竹内道廣君）

発議案第7号

分散飼育しているトキの一般公開に反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年9月30日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	竹 内 道 廣
賛成者	〃	浜 田 正 敏
	〃	祝 優 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	近 藤 和 義
	〃	中 川 直 美
	〃	岩 崎 隆 寿

分散飼育しているトキの一般公開に反対する意見書

去る9月11日に開催された「第7回トキ野生復帰検討会」終了後、マスコミにより、石川県で分散飼育されているトキの一般公開が決定されたと報道された。

現に石川県では一般公開施設の基本設計さえ行われており、環境省と石川県はトキ公開展示に向けた協議を進めているものと推測される。

このことは、平成15年に野生絶滅したトキが佐渡市民の努力により361羽まで増羽した事実を軽視し、さらに、平成18年3月27日、佐渡市が環境省の分散飼育にあたり行った下記要望に反するものである。

よって、現段階における公開に強く反対するとともに、改めて、下記の取決めに遵守するよう強く求める。

記

- 1 あくまでも鳥インフルエンザ等の防止と絶滅の危機回避であり、非公開とすること
- 2 分散飼育する地域と施設については、科学的根拠と技術的条件に基づき決定し、これまでトキ保護に取り組んできた佐渡市民の感情対策を講じること
- 3 分散飼育時期は試験放鳥後のトキが野生状態で確実に定着した段階とし、佐渡市民の熱意と協力体制を損なわないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議員の派遣

○議長（根岸勇雄君） 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

日程第 1 3 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成26年第 6 回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本定例会に提案をいたしました議案につきましてご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、今議会で平成25年度願地区小規模治山工事に関連して工事代金の支払いなどの不適切な事務処理がなされ、また審議過程における職員の説明が不十分であり、議員の皆様に変な混乱を招いたことにつきまして、重ねておわびを申し上げる次第でございます。本当に申しわけございませんでした。

さて、今議会の一般質問は、17名の議員の方からいただきました。いずれにいたしましても、市民一人一人の生活に直結する貴重なご意見、ご提案であると深く受けとめておりまして、今後の市政執行に十分心して臨みたいと考えております。

さて、皆様ご承知のとおり、去る27日午前11時52分ごろに長野県と岐阜県にまたがる御嶽山が噴火をし、多数の登山者が被災されました。心からお見舞いを申し上げますとともに、今もなお山頂付近に取り残されている被災者の方々の救助に全力を尽くし、被害が最小限に食い止められることを切に願っているもので

あります。なお、当市におきましても、10月26日に市民一人一人がその場で身を守るための行動をとる一斉訓練を含む総合防災訓練を予定しているところであります。

最後になりますが、秋も深まってまいりますけれども、議員皆様方におかれましてはくれぐれも健康に留意されますことをご祈念申し上げ、閉会に当ってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成26年度第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 中 川 隆 一

署 名 議 員 中 村 良 夫